# 平成27年度施策評価シート

<1.施策の概要>

_ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	<u> </u>				
施策 No.	3161 施策名 生活を支える福祉のまち			主担	地域福祉課
大項目	安心して	当課			
基本方針	真に困り う、支援と また、身 目指します	関係課	恵風荘		

## <2.施策を構成する事務事業の概要>

1 生活保護事業業務

事務事業の目的 対象(誰を) 意図(どのようにしたいのだ						たいのか)	事務事業の内容							
生活保護受給者 経済的・社会的に にする。				自立した	-生活ができるよう	生活保護受給者が自立できるよう、関係機関と連携して援助を行						5		
		平成	23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
・生活保護事業 ・就労支援事業 ・生活相談事業 ・生活相談事業 生活保護世帯数 330世帯 (3月末現 ・就労支援等による自立世帯数 15世帯					(3月 支援等による自立t			(3月 支援等による自立t	6世帯 末現 世帯数 世帯	⇒ 生活保護世帯数 343世帯 (3月末現 就労支援等による自立世帯数 12世帯				
直接	決算額	665,806 千円		千円	決算額	669, 041	千円	決算額	705, 656	千円	決算額	746, 676	千円	
事業費	<sup>うち</sup> -般財源 90,936 千円 <sup>うち</sup> -般財源			うち 一般財源	138, 606	千円	うち 一般財源	152, 039	千円	うち 一般財源	180, 311	千円		

### 2 恵風荘管理運営事業

事務事業の目的									重	务事業の	) 内突			
対象(誰を) 意図(どのようにしたいのか)					)v)	<b>デカデ木の内骨</b>								
入所者			施設の安全管理と衛生管理を徹底し、入門者の基本的人権と健康で文化的な生活を 障し、その人らしい豊かな生活の実現に最 大限努力する。				生活を保	<ul><li>基本的人権を保障し主体性を尊重した自己実現の支援</li></ul>						ļ.
			23年度			平成2	4年度			平成25年度			平成26年度	
・定員確保 職員研修 虐待防止 入所者数 48人 (3月末現在) 救護施設協議会等研修 4回 職員会議・処遇検討会議 毎月1回 入所者との会議 代表者会議,全体会議 毎月1回 各種クラブ活動 年160回実施				職員会 入所者 代表 回	記協議会 議・処遇核 さとの会議 者会議、全	(3月末野等研修 4 等研修 4 食討会議 4 全体会議 4 年160回	4回 毎月1回 毎月1	救護 職員会 入所者 代表 回	数 42人(3月末3 施設協議会等研修 議・処遇検討会議 さの会議 さの会議 ラブ活動 年172回	4回 毎月1回 毎月1	職員会 入所者 代表	新数 40人(3月末施設協議会等研修 議・処遇検討会議 をと会議 を名会議、全体会議 でラブ活動 年172回	4回 毎月1回 毎月1	
直接	決算額	89,	420	千円	決算額	52,	770	千円	決算額	45, 781	千円	決算額	50, 552	千円
事業費	うち 一般財源		0	千円	うち 一般財源	0		千円	うち 一般財源	0	千円	うち 一般財源	0	千円

千円 決算額

千円

うち 一般財源 910

898

千円

千円

#### 3 災害援護等事業業務

		事務事業の目的	的									
対象(誰を) 意図(どのようにしたい				)か)	サ伤争未の内台 							
	こより被災した なび行旅人	災害によって被災 祉及び生活の安定 行旅人に対して、1 援護を行う。		「市災害見舞金等給付規則」に基づき見舞金を給付する。 「市災害用慰金の支給等に関する条例」に基づき,自然災害によってで された遺族に弔慰金を支給し、また被災世帯への援護資金の貸付等で う。 行旅人に対しては、行旅に必要な最低限度の旅費を支給し、また行旅 市内で発症した急病等について必要な援護を行う。								
	平成	23年度	平成	24年度		平成25年度	平成26年度					
	<ul><li>災害援護事業</li></ul>	ŧ	⇒			⇒		⇒				
取組内容	·行旅病人·死 災害発生件数 行旅人旅費3	••	災害発生件数 行旅人旅費3		7 135	災害発生件数 行旅人旅費支給件数	3 108	災害発生件数 行旅人旅費支給件数	9 67			

395

383

決算額

うち 一般財源

千円

千円

<3.施策の直接事業費(2の合計)>

55

43

決算額

うち -般財源

直接 事業費

	平成23年度	度 平成24年度			平成25年度		平成26年度		
直接事業費	755, 281	千円 722, 206		千円	751, 627	千円	798, 138	千円	
うち 一般財源	90, 979	千円	138, 989	千円	152, 217	千円	181, 209	千円	

千円

千円 決算額

うち -般財源 190

178

<	4.指標>	目標・実績の推移							
	指標名	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H29 目標		
		単位	目標				8.3	8.3	8.3
1	人口1,000人当たりの生活保護者数	ı	実績	6.9	7.6	8.2	8.3	8.4	
			達成率				100.0%	98.8%	
	ウカす塔に トロ州 わがみ 美した 水洋原 雑世	単位	目標				16	21	25
2	自立支援により状況が改善した生活保護世 帯数		実績	19	15	15	6	12	
	'市' 致	世帯	達成率				30.0%	57.1%	
		単位	目標				400	400	400
3	恵風荘各種クラブ活動参加者		実績	357	369	378	405	410	
		^	達成率				101.3%	102.5%	

<5前年度の委員コメントに対する対応・回答>

<5.削年度の安員コメントに対する対応・凹合>		
委員コメント		対応・回答
・完全自立が困難である場合には、職業能力を高めるための研修制度を含む自立意欲を高める施策も必要と考えられます。 ・生活保護受給者の就労支援に努めていただきたい。	<b></b>	職業能力を高めるための研修制度として、ハローワークが実施している、受講手当を受給しながら職業訓練を行う「求職者支援制度」等があり、引き続きハローワーク等関係機関との連携を強化・継続して、稼働年齢層の自立意欲を高める工夫を行い、就労支援、自立支援に努めます。また、就労による完全自立までには至らない場合、短時間あるいは低収入でも、まず可能な範囲から就労につなげるような支援を引き続いて行います。
・生活保護の支給までの期間、取り消しまでの期間はどのようになっているのか?全国平均(あるいは岡山県)と笠岡市の比較を知りたい。		生活保護の要否決定までの期間は、生活保護法で原則14日以内、 扶養義務調査等特別の事情がある場合には30日以内と定められて います。生活保護の要否決定までの期間についての全国及び岡山県 内の統計資料は不明ですが、決定に伴う保護費支給までの期間は岡 山県内平均で21.2日となっています。笠岡市は保護決定まで平均1 8.5日,決定後の支払手続きに1週間程度を要するため、保護費支給 までの期間は約25日です。

#### <6.平成26年度の振返り>(担当部署自己評価)

A:施策を構成する事業が順調に進行している。

施策の B: 施策を構成する事業がおおむね順調に進行している。

進捗度 C: 施策を構成する事業が一部遅れている。

D: 施策を構成する事業がほとんど遅れている。

В

### <7.施策の課題と改善案>

課題と 平成27年度から,生活保護に至る前に困窮者を早期に自立できるよう支援するための「生活困窮者自立支援法」に基づく支援事業 改善案 が始ることに伴い,同事業とも連携しながら,引き続き就労支援等により生活保護受給者の減少と自立促進を目指します。

<8.委員による評価結果>

<8.委員	による評価結果>				_					
	A:計画どおり進行している。		(参考)							
11.0.	B:おおむね計画どおり進行している。	В	昨年度の評価結果	В						
評価	C:計画より一部遅れている。		(前期4年間の総合評価)	D						
	D:計画より遅れている。									
	・生活形態に合った業務形態(たとえば、勤務時間、 も考えられます。	日数等)の村	構築ができるように、ハローワー	-ク及び企業	業と連携して検討すること					
	も考えられます。  ・生活保護世帯では高齢者が約半分にもなることが分かった。年金だけで暮らしていけない高齢者が今後ますます増えると思われ									
	る。また高齢者だけでなく、多くの方も生活保護をうけ	けている。そ	こで「適正化モデル」(財政コス	トの視点)。	と「人権モデル」(人権から					
	の視点)(大山典宏『生活保護VS子どもの貧困』(20	13)PHP新	書)の視点から,今後笠岡市は。	どのようにタ	生活保護を行うか、検討を					
	していただきたい。									